

枚方寝屋川消防組合消防職員の 退職管理の手引き

令和3年1月作成

総務部人材マネジメント課

1. 退職管理制度の概要

平成 28 年 4 月に施行された地方公務員法の改正により、再就職した元職員による現職職員への働きかけの禁止などを主な内容とする、退職管理の適正の確保が求められることとなり、本消防組合においても退職管理に関する条例及び同規則が施行されました。

これにより、本消防組合を退職して営利企業等に再就職した元職員は、法及び条例等に基づく退職管理制度の適用を受けることとなりますので、制度の趣旨を十分に理解し、退職管理の適正に努めていただきますようお願いいたします。

退職管理制度のポイント

○ 元職員による働きかけの禁止

- ・ 退職後に営利企業等に就職した元職員が、現職職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼を行うことが禁止されています。
- ・ 元職員から働きかけを受けた現職職員は、その旨を公平委員会へ届け出ることが義務付けられています。

○ 再就職情報の届出の義務化

- ・ 課長級以上の職に就いていた再就職者は、再就職先の名称や役職等について、離職したときの任命権者への届出が義務付けられています。

○ 再就職状況の公表

- ・ 再就職者から届出があった再就職情報のうち、規則で定めた事項について、公表が行われます。

○ 違反者に対する罰則

- ・ 法や条例に反して働きかけを行ったり、再就職情報の届出を怠った場合は、罰則（刑事罰や過料）が適用されます。

2. 元職員による働きかけの禁止

- 1 離職後に営利企業等^{※1}に再就職した元職員（再任用職員を含む。）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関等の職員（＝本消防組合現職職員）に対して、当該営利企業等又はその子法人と本消防組合との間の契約等事務^{※2}について、離職後2年間、離職前5年間^{※3}の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されています。

※1：営利企業等

営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

※2：契約等事務

①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約

②当該営利企業等やその子法人に対する処分^{※4}に関する事務の事をいいます。

※3：離職前5年間

離職前5年間より前に課長級以上の職にあった者は、その職にあった期間についても禁止されます。

※4：処分

行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいいます。

- 2 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。規制内容は以下の表のとおりとなります。

(1) 主な規制内容

対象者		規制内容
①	全ての再就職者	本消防組合の現職職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止（法第38条の2第1項）
②	離職前5年より前に課長級以上の職の経験がある再就職者	①に加え、離職前5年より前に当該職に就いていたときの職務に関する働きかけを離職後2年間禁止（法第38条の2第4項、第8項、条例第2条）
③	自ら決定した契約・処分について	①、②に加え、在職中に自らが決定（専決者として決裁した場合をいう。）した契約・処分に関する働きかけについては、期間の定めなく禁止（法第38条の2第5項）

※ 本消防組合を退職後、再任用職員となった場合は、再任用職員を退職後2年間、上記の働きかけが禁止されます。

(2) 主な規制内容のイメージ図

対象者		<退職前（再任用期間含む）>		<退職後>	
①	全ての再就職者		5年間	2年間	
②	課長級以上の経験者	課長級以上であつた期間	5年間	2年間	
③	自ら決定した契約・処分に関するもの	期間の定めなし		期間の定めなし	

※ 退職前の の期間に携わつた業務について、退職後の の期間、現職職員への働きかけが禁止されます。

(3) 働きかけにあたる場合とあたらない場合

✖ 働きかけにあたる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再就職先企業との契約を有利にするように要求、依頼すること。 ・ 公にされていない情報を提供するように要求、依頼すること。 ・ 再就職先企業への処分を甘くするように要求、依頼すること。 ・ 再就職先企業の許認可を認めるように要求、依頼すること。
○ 働きかけにあたらない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験、検査、検定など、行政庁から委託を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が当該事務を行うために必要な場合等 ・ 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等 ・ 法令に基づく申請及び届出を行う場合 ・ 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約をするために必要な場合 ・ 公開情報の提供を求める場合（一定の日以降に公開することが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。） ・ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合（「再就職者による依頼等の承認申請書（規則様式第1号）」を人材マネジメント課へ提出してください。）

3 現職職員が再就職した元職員から働きかけを受けた場合は、その旨を届けることが義務付けられています。

(1) 再就職した元職員から、働きかけ規制により禁止されている要求又は依頼を受けた現職職員は、その旨を「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）」により届け出なければなりません。

(2) 上記届出書については、「枚方寝屋川消防組合再就職者による依頼等の届出に関する規則」からダウンロードできます。

(3) 届出先は、枚方寝屋川消防組合公平委員会（事務局：総務管理課）となります。

3. 再就職情報の届出及び公表

- 1 条例第3条の規定に基づき、在職時に課長級以上の職に就いていた元職員が離職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、再就職情報の届出が必要です。

再就職情報の届出	
届出の対象者	・ 在職時に課長級以上の職に就いていた元職員
届出が必要な場合	・ 営利企業等に再就職した場合 ・ 上記以外の法人その他の団体に再就職した場合で報酬を得る場合
届出が不要な場合	・ 離職後、本消防組合に再任用職員として採用された場合 ・ 雇用形態が日々雇用である場合 ・ 営利企業等以外の法人その他の団体に再就職した場合で、年間の報酬額が160万円以下である場合
届出が必要な期間	・ 離職後2年間
届出事項	・ 氏名及び生年月日 ・ 離職日及び離職時の職 ・ 再就職先の地位に就いた日 ・ 再就職先の名称及び業務の内容 ・ 再就職先における地位
届出の手続き	・ 「元職員再就職届出書（規則様式第2号）」を再就職後、速やかに人材マネジメント課へ提出してください。

- 2 条例第4条第2項に基づき、届出のあった再就職情報については、年1回公表を行います。

再就職状況の公表	
公表する事項	・ 上記の「届出事項」から生年月日及び再就職先の業務の内容を除いた内容
公表の時期	・ 5月末までに届出があった者を6月末までに公表 ・ 前年度退職者で新たに届出があった者も公表
公表の方法	・ 本消防組合ホームページへ掲載して公表

4. 違反者に対する罰則等

働きかけの規制に違反した元職員及び現職職員は、地方公務員法及び条例の規定に基づく過料又は刑事罰の対象となります。

(1) 再就職した元職員に対する罰則

規制違反の内容	制裁措置
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合（不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。）	10万円以下の過料 (法第64条)
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (法第60条第4号から第7号まで)
再就職情報の届出を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料 (法第65条及び条例第6条)

(2) 現職職員に対する罰則

規制違反の内容	制裁措置
職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (法第60条第8号)
職員が元職員から働きかけを受けた事実を公平委員会に届け出なかった場合	懲戒処分の対象 (法第38条の2第7項違反)

5. Q & A

(1) 働きかけ規制関係

No	(Q)	(A)
1	働きかけ規制の対象となる職員の範囲はどのようなものですか。	一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く。）です。再任用職員（短時間勤務職員を含む。）についても、対象となります。
2	「営利企業等」とは何ですか。	営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。このため、公益法人、NPO法人なども含まれます。
3	再就職先の業務に関して、現職職員に対するあらゆる依頼や働きかけが禁止されるのですか。	働きかけが禁止される業務内容については、退職前5年間（課長級以上の職員については当該職に就いていた期間を含む。以下同じ。）の職務に属する契約等事務に関するものとなります。 また、働きかけが禁止される相手方については、本消防組合に属する現職の職員となります。 具体的な働きかけにあたる場合や、働きかけにあたらぬ場合の例については、3ページをご参照ください。
4	「契約等事務」とは何ですか。	以下のものが該当します。 ①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と本消防組合の間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務 ②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務
5	「子法人」とは何ですか。	再就職先の営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。
6	「処分」とは何ですか。	行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいいます。

(2) 再就職情報の届出関係

No	(Q)	(A)
1	再就職者全員が届出をするのですか。	いいえ。 届出の必要があるのは、在職中に課長級以上の職であった元職員が、営利企業等へ再就職した場合です。
2	再任用職員であった者も届出が必要ですか。	在職期間中に課長以上の職であった場合は、フルタイム勤務・短時間勤務に関わらず届出が必要となります。
3	届出対象となるのは法人に再就職した場合に限りですか。	法人であるかどうかを問わず、全ての団体が対象となります。ただし、5ページに記載の「届出が不要な場合」に該当する場合は、届出の必要はありません。
4	いつまでに届け出る必要がありますか。	再就職後、速やかに届け出ることとなっていますが、概ね1か月以内を想定しています。
5	届出の義務がある期間はいつまでですか。	離職後2年間です。 2年間の間は、再就職を繰り返した場合、その都度届出する必要があります。
6	届出書はどこで入手し、提出すればいいですか。	本消防組合ホームページの「消防組合の情報」から「消防組合例規集」を閲覧することができますので、「枚方寝屋川消防組合消防職員の退職管理に関する規則」を検索し、規則に規定されている様式をダウンロードしてください。 届出書の提出先は本消防組合総務部人材マネジメント課となります。
7	公表される期間はいつまでですか。	公表期間は1年間です。 公表は毎年6月に過去1年間に新たに届出があった方の情報が公表されます。 なお、1度再就職情報が公表された場合は、再就職情報に変更がなければ翌年には公表されません。